

議案第10号

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年木津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(あっせん、調整及び要請に対する協 力) 第7条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。）は、法第19条第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに 係る当該特定教育・保育施設の利用に ついて児童福祉法第24条第3項（同 法第73条第1項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。第40条第 2項及び <u>第42条第6項第1号</u> におい て同じ。）の規定により市町村が行う 調整及び要請に対し、できる限り協力 しなければならない。	(あっせん、調整及び要請に対する協 力) 第7条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。）は、法第19条第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに 係る当該特定教育・保育施設の利用に ついて児童福祉法第24条第3項（同 法第73条第1項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。第40条第 2項及び <u>第42条第4項第1号</u> におい て同じ。）の規定により市町村が行う 調整及び要請に対し、できる限り協力 しなければならない。

<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第25号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略) (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この頃から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第25号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略) (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この頃から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に</p>
---	---

実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う}認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、

実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う}認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、

当該満3歳未満保育認定子どもに
係る教育・保育給付認定保護者の
希望に基づき、引き続き当該連携
施設において受け入れて教育・保
育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者によ
る保育内容支援の実施に係る連携施設
の確保が著しく困難であると認める場
合であって、次の各号に掲げる要件の
全てを満たすと認めるときは、前項第
1号の規定を適用しないこととするこ
とができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育
内容支援連携協力者を適切に確保
すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を
満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内
容支援連携協力者との間でそれぞ
れの役割の分担及び責任の所在が
明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来
の業務の遂行に支障が生じないよ
うにするための措置が講じられて
いること。

当該満3歳未満保育認定子どもに
係る教育・保育給付認定保護者の
希望に基づき、引き続き当該連携
施設において受け入れて教育・保
育を提供すること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者
とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

	(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。</u>
5	<u>前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u>	<u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u>
	(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u>	(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
	(2) (略)	(2) (略)
<u>6～11</u>	(略)	<u>4～9</u> (略)
	附 則 (連携施設に関する経過措置)	附 則 (連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。